

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 6 年 3 月 29 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

記

1 平成 29 年度定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（都市整備部建設課）

| 監査結果  | 措置状況（方針）   | 通知日               |
|---|--|-------------------|
| <p>公園台帳について</p> <p>都市公園法第 17 条第 1 項では、「公園管理者は、その管理する都市公園の台帳を作成し、これを保管しなければならない。」とされている。さらに、都市公園法施行規則第 10 条第 4 項で、「記載事項に変更があったときは、公園管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。」とされている。しかしながら、台帳は作成されているものの、記載事項が更新されていないものも多く見受けられた。</p> <p>順次すべての公園について台帳の記載内容の確認を行い、台帳の整備を進めるべきである。定期的に台帳の記載事項の確認・更新を行い、関係法令に則った適正な公園管理に努められたい。</p> <p>特に 5,000 m<sup>2</sup>以上の公園については早急に台帳を整備されたい。少なくとも公園の現況を把握することが肝要である。</p> | <p>特に優先すべきとの指摘を受けました 5,000 m<sup>2</sup>以上の公園（全 5 公園）の台帳整備につきましては、令和 4 年度に更新完了としていましたが、都市公園法施行規則の都市公園台帳の規定に従っていない箇所があるため修正をおこなっているところです。</p> <p>本年度は、残る公園の内、面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の公園（全 16 公園）について、公園台帳の内容確認・更新を、6 ヶ月間会計年度任用職員を用いて行っております。</p> <p>引き続き、適正な公園管理に努めてまいります。</p> | <p>R5. 12. 25</p> |

|  |   |           |
|--|---|-----------|
| <p>道路用地の借入について</p> <p>相続人が多数となっている土地や所有者の所在把握が困難な土地等については、事業の推進において様々な支障が生じているため、国土交通省がガイドラインを作成している。</p> <p>道路用地は取得が原則であり、平成 22 年度の土地賃貸借契約締結の起案文書でも、契約相手方と用地買収について今後とも継続協議を行うという確認がとれている。</p> <p>遺産分割協議が終了していない土地に関して、相続人の一人と賃貸借契約をしているが、その契約の有効性についても検討を行うとともに、国土交通省のガイドライン等を参考にされ、当該用地取得に向けて努力されたい。</p> | <p>用地取得に向け土地管理人(相続人の一人)に相続手続きを促すとともに、市も協力しているところですが、相続人が多数おられるため費用負担が相当かかることが予想され、用地買収額では見合わないとの理由で協力が得られない状況です。</p> <p>なお、国土交通省のガイドラインは、所有者が把握できている本件には適用されず、相続登記をしないまま所有権移転登記を可能とする制度ではありません。</p> <p>また、道路用地として利用する権原が必要であることから、やむを得ず賃貸借契約を締結しています。賃貸借契約の解除は市道として長い間利用いただいている市民の不利益につながる可能性があります。</p> <p>所有者不明土地に関しては全国的な問題となっており、現在解消に向け民法や不動産登記法の改正が行われている状況であることから、今後これらの施行状況を見ながら相続手続きを促し、用地取得につなげていきたいと考えています。</p> | R6. 1. 16 |
|--|---|-----------|

## 2 令和元年度財政援助団体等監査

### 監査の結果及び措置状況（教育部文化学習課）

| 監査結果  | 措置状況（方針）  | 通知日       |
|---|---|-----------|
| <p>いきいき情報センターの管理について</p> <p>いきいき情報センターの指定管理協定書及び仕様書には、文化学習情報センター、生涯学習センター及びいきいき情報センター駐車場を管理するほか消防用設備やエレベーター、機械警備等の施設全体に関わる設備の保守点検業務等が規定されている。</p> <p>しかし、防災や危機管理等における建物全体の施設管理者としての業務、共有フロアや設備に係る業務、他団体占有スペースの管理及び管財課所管の普通財産の付帯設備の管理等において、一部業</p> | <p>令和 6 年度からいきいき情報センター全体の管理運営を文化スポーツ振興財団に委託すべく、関係者で協議を進めています。</p> | R5. 12. 8 |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>務範囲や責任の所在が明確にされていない状況が見受けられた。</p> <p>それらの業務には、文化学習課の事務分掌外のものも含まれているが、現在、指定管理協定書第 21 条に緊急時の対応について規定もあり、建物の管理上、振興財団が一部担っている。</p> <p>いきいき情報センターの管理体制について、文化学習課の責任範囲（事務分掌）を明確にしたうえで、振興財団へ指定管理する業務内容を仕様書に記載するとともに、関係各所へ指定管理の内容を了解させる必要があるものと思われる。</p> |  |  |
|---|--|--|

### 3 令和元年度学校監査

#### 監査の結果及び措置状況（教育部学校教育課）

| 監査結果   | 措置状況   | 通知日              |
|--|--|------------------|
| <p>P T Aからの補助金や寄付金について</p> <p>今回、学校徴収金の監査を実施する中で、太宰府東中学校ではP T Aより特別施設整備補助金 90,000 円が補助され、別通帳にて管理するとともに支出伺いによる決裁を受け執行されていた。さらに、教育活動補助費として 72,000 円の補助を受け、各学級 8,000 円ずつ、学級担任に現金で支給され、その執行状況は、それぞれ学級会計報告がなされていた。</p> <p>また、太宰府南小学校ではP T Aより学校図書本代 200,000 円が寄付され、別通帳にて管理するとともに支出伺いによる決裁や図書台帳による管理がなされていた。</p> <p>これらの補助金や寄付金については、取扱要領に規定する学校徴収金とは異なるものの、P T Aに対して用途を明確にする必要があるものであり、学校徴収金と同様の取扱いが必要なものであると思われる。</p> <p>学校教育課におかれては、これらP T Aからの補助金や寄付金に関し、各学校において学校徴収金の支出に準じた取扱いがなされるような基準の整備を検討されたい。</p> | <p>現在、P T A側から補助金等を受領せず、学校側が必要とする物品の一覧表をP T Aに渡し、物品を寄付してもらうよう指導していましたが、一部の学校では改善されていませんでしたので改めて指導を行いました。</p> <p>今後も学校会計の透明性確保のためにもP T Aからの現金の収受がないよう指導してまいります。</p> | <p>R6. 3. 19</p> |

4 令和2年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（観光経済部観光推進課）

| 監査結果  | 措置状況（方針）   | 通知日               |
|---|--|-------------------|
| <p>補助金交付について</p> <p>補助項目間の流用や補助対象外の負担金への支出が行われており、補助金申請時や実績報告時における申請内容の確認、実績報告内容の確認等が不十分な状況が見受けられた。流用に係る経費及び対象外の支出については、返還を求められたい。</p> <p>このような事態が生じたのは、補助金交付要綱等が未整備のため、補助金交付目的や補助対象経費の取扱い（流用等）、補助金交付申請及び実績報告時の手続きが明確にされていないためである。</p> <p>早急に補助金交付要綱等を整備し、補助金申請時の目的及び使途、並びに精算時の指導等を行われたい。</p> | <p>補助金の項目間の流用及び補助対象外の負担金への支出については、観光協会に対し、対象外と考える支出の返還を求め、返還処理を令和3年度内に完了しました。</p> <p>補助金交付要綱等の整備については、令和3年3月に太宰府市補助金等交付規則を制定しており、令和3年度及び令和4年度についてはこの規則に準じて補助金を交付しました。</p> <p>また、太宰府観光協会事業費補助金交付要綱については、令和4年4月に太宰府観光協会が一般社団法人となったため、法人との連携を検討していく中で交付要綱の内容について令和5年度内の策定を目指し検討しています。</p> | <p>R5. 12. 12</p> |
| <p>太宰府館内の観光協会事務所の貸借関係について</p> <p>太宰府館内に観光協会の事務所が設置されているが、市と観光協会との貸借契約等が交わされていない。太宰府館は行政財産であるため「太宰府市公有財産規則」に基づき公有財産使用許可の手続きが必要である。同規則第37条に基づく貸付料の徴収、及び同規則第32条に基づく施設の使用に係る管理上必要な経費及び光熱水費等の費用負担を含め、適正な措置を講じられたい。</p> <p>また、観光協会の会則に規定されている事務所の所在地の表記を、実態に則した規定に改正するよう指導されたい。</p>                 | <p>太宰府館の使用許可申請及び行政財産使用料・光熱水費等については、令和5年度から負担いただく旨、太宰府観光協会と合意をしており、金額が確定次第請求予定です。</p> <p>また、観光協会の事務所所在地の表記については、令和3年度観光協会総会（6月）において実態に即した規定に改正済です。</p>  | <p>R5. 12. 12</p> |

5 令和3年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（教育部文化財課）

| 監査結果   | 措置状況（方針）   | 通知日              |
|--|--|------------------|
| <p>（古都大宰府保存協会分）<br/>補助金の経理及び収益事業について<br/>保存協会に対する補助金の目的となる経費は、嘱託職員、臨時雇、役員の人件費等とされており、保存協会の正味財産増減計算書内訳表において、補助金は経常収益に、人件費等は経常費用に、それぞれ公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計へ振り分けられて記載されていたが、振り分けられた補助金（経常収益）と人件費等の金額（経常費用）が符合しない箇所が見受けられた。公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計それぞれにおいて、補助金収入と補助金の目的たる支出が符合するように事業ごとの区分経理を行い、適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>なお、収益事業に補助金を交付することについては、疑念があるところである。</p> <p>また、収益事業等会計に計上される収益事業は「史跡解説パンフレット・書籍等の制作・販売」、「会員向け事業」の2つとされている。</p> <p>収益事業のうち「史跡解説パンフレット・書籍等の制作・販売」は、事業の収支が経常的な赤字を抱えていることもあり、一方で大宰府史跡保存に関する広報普及を図るための事業の1つの方策とも考えられるため、この事業を公益目的事業の「史跡保存に関する広報普及事業」に含ませることを再検討されたい。</p> | <p>事業内容とその予算の組み立て、それに対して公益法人会計が求める収支相償とが難しいため、補助金配賦については、平成25年度の公益認定申請時から現在のような処理を行ってきたと説明を受けています。ただご指摘のように事業毎の配賦状況が見えにくいという課題があり、補助金の目的たる支出が符号しているかどうかの確認ができていませんでした。</p> <p>このため、事業実施における適正な予算の組み立てを行うため、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計を精査し、補助金収入・目的に支出の流れがわかる事業毎の区分経理を行うよう、予算書の組み立てを指導し、収益事業における補助金と人件費の不一致については改善が見られるところです。</p> <p>ただ、人件費については、本年度から一部を指定管理料に含める改善は行っていますが、その他は補助金で賄っているため、収益事業から補助金（人件費）を外すことは難しい状況にあります。</p> <p>また、収益事業「史跡解説パンフレット・書籍等の制作・販売」の公益事業への転換も検討されるようですが、受託金・補助金の課題も含め、法人としての変更認定など多方面にわたっての検討が必要とされます。</p> <p>指定管理料における人件費一部計上など改善に向けては少しずつ進んでおり、本件については長期スパンでの検討、指導改善を行ってまいります。</p> | <p>R6. 1. 17</p> |

|   |  |           |
|---|--|-----------|
| <p>(文化財課分)<br/>補助金の審査及び契約書等への補助金の明記について</p> <p>補助金の実績報告について文化財課は審査を行っているが、上記の補助金と補助金の目的たる支出が符合しないことについては確認していなかった。補助金の所管課として実績報告を十分精査されるとともに、事務及び会計処理について適切に指導されたい。</p> <p>さらに、保存協会が受託している史跡保存広報事業や史跡整備事業、大宰府展示館や水城館の指定管理事業の契約において、これらに係る人件費は各事業の契約額には計上されず補助金で賄われている実態があるので、この点については、契約に係る費用が市民に分かるよう契約書等に明記しておくべきである。</p> | <p>収益事業を含む事業費に振り分けられている補助金について精査し、補助金を適切に執行するため、事務・会計処理について検討を進めてまいります。</p> <p>改善点について、史跡管理・普及啓発等受託事業における人件費を補助金で賄っていることについて、令和5年度契約より契約書等に明記しております。</p> <p>なお、指定管理事業における人件費については、上記の「事業実施における適正な予算の組み立てを行う」ことを念頭に、令和5～7年度契約の際、一部の人件費を指定管理料に含めました。このように措置をとっていますが、指定管理契約のみの人件費振分けはまだ課題があり、このため、補助金で賄っていることについての契約書明記は、当該期については保留としています。次期指定管理契約の際改善に向け検討いたします。</p> | R6. 1. 17 |
|---|--|-----------|

## 6 令和4年度財政援助団体等監査

### 監査の結果及び措置状況（観光経済部産業振興課）

| 監査結果   | 措置状況（方針）   | 通知日       |
|--|--|-----------|
| <p>(太宰府市商工会分)<br/>補助金実績報告書について</p> <p>太宰府市補助金等交付規則第11条において、実績報告書には収支決算書を添付することと規定されている。</p> <p>商工会では、商工会補助金の収支決算書は作成されておらず、商工会総会で提出された全体の収支決算書が産業振興課に提出されている。また、事業費の中で、商業部会活動費、工業部会活動費、観光部会活動費の各部会の決算報告書についても作成されていなかった。補助目的や補助対象経費を明確にするためにも、適正な事務処理を行われたい。</p> | <p>商工会に対し、商工会補助金の収支決算書を添付すること、また事業費の中で、商業部会活動費、工業部会活動費、観光部会活動費の各部会の決算報告書についても作成することを指示し、提出がなされました。</p> | R5. 12. 8 |

|   |  |           |
|---|--|-----------|
| <p>(産業振興課分)<br/>補助金交付事務について</p> <p>商工会補助金の交付申請時の事業内容には、経営改善普及事業と地域総合復興事業を補助対象事業とされていたが、交付申請時や実績報告時における補助対象経費の確認等が不十分で、申請書に記載がない管理費にも支出されているため、補助金の返還を求められたい。</p> <p>なお、太宰府市補助金等交付規則に基づき、交付申請時の収支予算書等補助対象経費が明確となる資料の確認や実績報告時の収支決算書について十分精査されることが望まれる。さらには、補助金交付申請や実績報告時の起案文書への理由等の記載、様式の使用について、事務処理等を適正に実施するよう努められたい</p> <p>また、商工会に対する補助対象事業については、産業振興課の説明によれば、交付根拠を「申し合わせ」であるとされているが、その記載をした文書がなく、公金支出の適正化を図るため、商工会との合意内容について太宰府市補助金等交付規則に反しない限り、早急に明文化し、産業振興課独自の交付要綱の整備を図られたい。</p> | <p>令和5年3月20日に管理費に充当された307,977円の返還が完了しました。</p> <p>交付要綱の整備については、現在商工会と協議中であり、年度内に策定する予定です。</p> | R5. 12. 8 |
|---|--|-----------|

## 7 令和4年度学校監査

### 監査の結果及び措置状況（教育部学校教育課）

| 監査結果  | 措置状況（方針）  | 通知日       |
|---|---|-----------|
| <p>学校徴収金の未納金に関する取扱いについて</p> <p>学校徴収金の未納金については、各学校において未納家庭への督促等や就学援助費、児童手当からの充当を行うことで、多くの場合徴収できている状況であった。</p> <p>未納金が回収不能となった場合の不納欠損の手続きの整備については、以前から指摘しており、未納金の取扱いについて実態を踏まえた規程等を早急に整備されたい。</p> | <p>各学校においては、引き続き未収入金の回収に努めるとともに不納欠損処理の方法等につきまして、債権管理条例の整備等、全庁的に取り組む必要がある部分がありますが、ご指摘のように実態を踏まえた方法について内規を整備し、対応を進めていきます。</p> | R6. 3. 19 |

8 令和5年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（都市整備部建設課）

| 監査結果   | 措置状況（方針）   | 通知日             |
|--|--|-----------------|
| <p>灌漑用揚水ポンプ施設管理基金の運用について</p> <p>灌漑用揚水ポンプ施設管理基金においては、新たな積み立ても考えられていないことから、その設置の目的及び基金としての意義を検証のうえ、その存廃について検討されたい。</p> | <p>灌漑用揚水ポンプ施設管理基金は、基金対応箇所が16箇所あり、令和4年度末現在502,378円となっております。</p> <p>基金の存廃につきましては、農業者等利害関係者との調整が必要ですので、引き続き検討してまいります。</p> | <p>R5.12.25</p> |

9 令和5年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（観光経済部国際・交流課）

| 監査結果   | 措置状況（方針）  | 通知日           |
|--|---|---------------|
| <p>（太宰府市国際交流協会分）<br/>補助金の経理について</p> <p>交付申請書に添付された「予算書（正味財産増減計算ベース）内訳書」について、補助金の充当先が公益目的事業会計及び法人会計へそれぞれ均等に振り分けられているが、その目的たる支出と補助金の充当先が照合できるよう作成していただきたい。</p> <p>また、決算書中「正味財産増減計算書内訳表」においても、補助金は経常収益の公益目的事業会計及び法人会計へそれぞれ均等に振り分けて計上されているうに、各事業の経費が公益目的事業会計に統合された形式となっており補助金の配分が不明確となっている。補助金とその目的たる支出が照合できるよう、事業ごとの区分経理を行った実績報告書を作成していただきたい。</p> | <p>予算書（正味財産増減計算ベース）内訳書」内の補助金の充当につきまして、新年度（令和6年度）より充当先が分かるような事業毎内訳書の作成を行うよう検討して参ります。</p> <p>また、決算書におきましては事業ごとの区分経理を行った実績報告書の作成につきましても行うよう検討して参ります。</p> | <p>R6.3.6</p> |

|   |  |                 |
|---|--|-----------------|
| <p>(太宰府市国際交流協会分)<br/>理事会の組織について</p> <p>国際交流協会においては、法人の業務執行を決定する機関として、理事会が組織されているところである。また、規則等には定められていないがより実務的な会議体として、理事で構成された運営委員会が設置されている。なお、この運営委員会の会議開催においては、出席者に費用弁償も支給されている。</p> <p>運営委員会の役割、位置づけを明確にするためにも規則等の整備を行っていただきたい。</p>   | <p>評議員会や理事会は各種議決(承認)機関であり、協会の各種事業を遂行するために理事自らが運営委員となり実行班を構成していますが、本協会の定款には運営委員会を明記しておらず、今後理事会等で協議し、規則等の整備を行うよう検討して参ります。</p>  | <p>R6. 3. 6</p> |
| <p>(太宰府市国際交流協会分)<br/>賛助会員関係について</p> <p>国際交流協会の賛助会員においては、毎年 300 人を超える会員数を維持しているところである。会員の加入管理においては、顧客管理ソフトを活用し処理を行っているところではあるが、会費の入金状況を照合する場合において、現行の方法では困難であることから、容易に確認できるものとなるように改善を行っていただきたい。</p>   | <p>賛助会員については、平成 11 年から顧客管理ソフトを活用し処理を行ってきましたが、経年により賛助会員の入れ替わりなどにより内容に不備が見られるようになってきたことから、マイクロソフトの「アクセス」ソフトによるデータベースに移行し、会員情報や会費管理を一元化し、容易に確認できるようなシステムを構築しました。</p>  | <p>R6. 3. 6</p> |
| <p>(国際・交流課分)<br/>補助金の審査について</p> <p>国際・交流課においては、市補助金等交付規則に基づき補助金の申請書及び実績報告書を国際交流協会より受領をしているところである。交付申請書においては、各種公益目的事業ごとの予算が作成されており、経常費用の各事業を基に補助金が積算され交付決定が行われている。</p> <p>しかし、申請書の経常収益における補助金の配分は、公益目的事業会計及び法人会計に折半されているため、法人会計においては過大に補助金が計上されている状況となっている。このことから、適正な補助金の予算計上を協会へ指導されたい。</p> | <p>国際交流協会からの補助金申請書につきまして、ご指摘の正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計と法人会計において、受入れ補助金が折半されていることにより、法人会計の補助金が過大に計上されていることに関しまして、適正な補助金の決算計上となるよう国際交流協会と連携して取り組んでまいります。</p> <p>また、今後の国際交流協会からの補助金実績報告書におきましては、予算内訳書と同様の公益目的事業費と法人運営費に区分した決算内訳表となるよう国際交流協会と連携して取り組んでまいります。</p> | <p>R6. 3. 6</p> |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>実績報告書については、各種事業を公益目的事業として一括して計上されているが、申請書に対応した区分経理を指導したうえで報告を求めるべきである。</p> <p>また、補助金の交付決定及び額の確定（実績報告書）に係る決裁時の起案においては、特に補助額の積算過程の根拠、実績報告書等の審査結果を記載するなど適正な事務処理を行っていただきたい。</p> | <p>今後、補助金の交付決定及び額の確定に係る決裁時の起案におきましては、積算過程の根拠、実績報告書等の審査結果を記載するなど適正な事務処理を行ってまいります。</p> |  |
|--|--|--|

## 10 令和5年度学校監査

### 監査の結果及び措置状況（教育部学校教育課 水城西小学校）

| 監査結果  | 措置状況   | 通知日           |
|---|--|---------------|
| <p>薬品の管理について</p> <p>薬品受払簿（理科薬品台帳）を確認したところ、受払簿記載もれのため、薬品の在庫量と受払簿記載内容が合致しないものが見受けられた。</p> <p>盗難及び紛失の防止を図るため、薬品受払簿による使用量の把握、薬品受払簿と残量との定期的な照合や確認を徹底し、適切な薬品管理に努められたい。</p> <p>特に、毒物、劇物及び高価な薬品の管理にあたっては、児童生徒等への危険発生や市への損害が生じる可能性があること等を十分に配慮し、管理に努められたい。</p> | <p>これまでも薬品使用量については、実験等で薬品を使用する学年、学級が使用後の瓶の重量を計測し、理科薬品管理簿に記載、署名しています。</p> <p>今後、記載等の失念が発生しないように、使用学級と理科担当とで必ず使用量を確認し、管理簿に記載するよう改めます。また、管理職が定期的に管理簿の確認を行い、押印するよう改善いたします。</p> | <p>R6.3.7</p> |

監査の結果及び措置状況（教育部学校教育課 太宰府東中学校）

| 監査結果  | 措置状況  | 通知日              |
|---|---|------------------|
| <p>薬品の管理について</p> <p>薬品受払簿（理科薬品台帳）を確認したところ、受払簿記載もれのため、薬品の在庫量と受払簿記載内容が合致しないものが見受けられた。</p> <p>盗難及び紛失の防止を図るため、薬品受払簿による使用量の把握、薬品受払簿と残量との定期的な照合や確認を徹底し、適切な薬品管理に努められたい。</p> <p>特に、毒物、劇物及び高価な薬品の管理にあたっては、児童生徒等への危険発生や市への損害が生じる可能性があること等を十分に配慮し、管理に努められたい。</p> | <p>記入漏れが生じたため、すみやかに薬品の再点検と薬品受払簿の確認を行いました。その後、理科準備室内の薬品庫を含めた薬品管理状況ならびに、薬品受払簿を管理職（校長）とともに再確認しました。</p> <p>今回ご指摘を受けた、薬品受払簿記載もれに至る経緯は、監査直前の授業で行った実験で使用した塩酸についての記入を失念していたことによるものです。</p> <p>今後は、薬品使用後の記入の確認と定期的な薬品点検を行っていきます。また、今回の指摘で薬品受払簿の記入の仕方が明確になったため、これから再発防止に努め、正しく薬品を管理していくようにします。</p> | <p>R6. 3. 12</p> |